

学校法人岐阜済美学院役員等の報酬等の支給規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人岐阜済美学院（以下「学院」という。）の寄附行為第23条の4の規定に基づき、役員等（役員及び評議員をいう。以下同じ。）の報酬等について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤理事とは、理事長及び常任理事をいい、次号に該当する職員理事を除く。
- (3) 職員理事とは、学院の職員（学長、校長及び園長を含む）としての給与を支給している理事をいう。職員が理事となったときは、職員としての身分は継続し、理事在任期間は職員としての勤続年数に加える。
- (4) 非常勤理事とは、前2号以外の理事をいう。
- (5) 職員評議員とは、学院の職員（学長、校長及び園長を含む）としての給与を支給している評議員をいう。職員が評議員となったときは、職員としての身分は継続し、評議員在任期間は職員としての勤続年数に加える。
- (6) 非常勤評議員とは、前号以外の評議員をいう。
- (7) 役員等の報酬等とは、報酬、俸給、手当及び退職手当その他の役員等としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、職員の給与規程に基づくものを含まない。
- (8) 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤理事に対しては、俸給、通勤手当、職務渉外手当、期末手当及び退職手当を支給する。
- (2) 職員理事及び職員評議員に対しては、役員等としての報酬等は支給しない。ただし、理事として特別の任務を委嘱された者については、理事会の議決を経て、月額10万円を上限として、報酬のみ支給することができる。
- (3) 非常勤理事、監事及び非常勤評議員に対しては、報酬のみ支給する。ただし、理事として特別の任務を委嘱された者については、理事会の議決を経て、月額40万円を上限として、報酬のみ支給することができる。

(報酬額及び俸給月額の算定方法)

第4条 理事長に対する俸給月額は、別表第1の俸給表のとおりとし、理事会において決定する。

- 2 常任理事に対する俸給月額は、月額40万円を上限として、理事会において決定する。
- 3 職員理事、非常勤理事、監事、職員評議員及び非常勤評議員に対する報酬額は、別表第2のとおりとする。
- 4 新たに常勤理事に就任した者には、その日から俸給を支給する。
- 5 常勤理事が退任し又は解任された場合は、前日までの俸給を支給する。

- 6 常勤理事の月の中途における就任、退任、解任の場合の俸給額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(通勤手当の算定方法)

第5条 次に掲げる常勤理事に通勤手当を支給する。ただし、通勤距離が片道2km未満の場合を除く。

(1) 通勤のための交通機関を利用し、かつ、その運賃等を負担することを常例とする常勤理事

(2) 通勤のため自家用自動車その他の交通用具（以下「自動車等」という）を使用することを常例とする常勤理事

2 通勤手当の額は別表第3に定める額とする。

3 常勤理事は、新たに第1項の要件を具備するに至った場合、第1項の要件が消滅した場合、又は住居、通勤経路、通勤方法等を変更し、もしくは通勤のため負担する運賃等の額に変更があった場合は、あらためて通勤届を提出しなければならない。

4 常勤理事が出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、その月の通勤手当は支給することができない。

(職務渉外手当の算定方法)

第6条 常勤理事に対する職務渉外手当の額は、次のとおりとする。

(1) 理事長 月額 200,000円

(期末手当の算定方法)

第7条 6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在任する常勤理事に対し、それぞれ基準日から起算して15日をこえない期間内に期末手当を支給する。

2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在において常勤理事が受けるべき俸給額に別表第4に定める基準により算出した額とする。

3 別表第4による在任期間は常勤理事として在任した期間とする。

(退職手当の算定方法)

第8条 常勤理事には、別に定める中部学院大学及び中部学院大学短期大学部職員退職手当支給規程に基づいて、退職手当を支給する。

2 退職手当の額は、前項により算定される額の範囲内で、理事会において決定する。

(報酬等の支給方法)

第9条 常勤理事の俸給は、毎月1日から末日までを1か月として計算し、毎月20日（その日が休日の場合はその前日）に支給する。

2 常勤理事に毎月支給する通勤手当及び職務渉外手当の支給日は、前項の俸給支給日に支給する。

3 非常勤理事、監事及び非常勤評議員に対する報酬及び旅費は、理事会又は評議員会への出席など法人運営のための業務にあった都度、支給する。

4 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

5 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第10条 役員等には、学校法人岐阜済美学院旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、理事長が学院用務で在勤地内に出張する場合の旅費は、次のとおりとする。ただし、天災、その他やむを得ない事情により多額の費用を要した場合はその実費を別に支給する。

(1) 在勤地内とは岐阜市、各務原市、関市、羽島市、本巣市、瑞穂市、本巣郡、山県市、美濃市、羽島郡、美濃加茂市、可児市、加茂郡及び可児郡とする。

(2) 支給額は定額として月額11,000円とする。

(3) 支給条件は自家用車利用の場合とする。

(4) 支給方法は報酬等の支払い方法に準じて支給するものとする。

3 役員等が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

第11条 学院は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則 [2020年3月17日理事会議決]

1 この規程は、2020年4月1日から施行する。

2 岐阜済美学院役員等の給与及び旅費規程（平成2年4月1日施行）は、廃止する。

附 則 [2021年3月17日理事会議決]

この規程は、2021年4月1日から施行する。

附 則 [2022年3月17日理事会議決]

この規程は、2022年4月1日から施行する。

附 則 [2025年3月18日理事会議決]

この規程は、2025年4月1日から施行する。

別表第1（第4条第1項関係）

号俸	俸給月額
	円
1	585,200
2	647,600
3	706,000
4	761,000
5	818,000
6	895,000
7	965,000
8	1,035,000
9	1,107,000
10	1,175,000

別表第2（第4条第3項関係）

職員理事 職員評議員	無報酬（給与規程に則り職員としての給与のみ支給）	
非常勤理事	理事会・評議員会への出席 上記の他、法人業務及び諸行事等への出席	日額 12,000円
監事 （非常勤）	理事会・評議員会への出席 上記の他、法人業務及び諸行事等への出席	日額 12,000円
	監事監査等への出席	日額 15,000円
非常勤評議員	評議員会への出席 上記の他、諸行事等への出席	日額 12,000円

備考 上記の規定にかかわらず徴収すべき税金に相当する額を加えることができる。

別表第3（第5条関係）

通勤手当の月額

区分	通勤手当の額（月額）
(1) 交通機関を利用する場合	1 その常勤理事が利用する交通機関の1か月の定期乗車券の額。ただし、その額が40,000円を超えると

	きは、超えた額の2分の1の額を加算した額（45,000円を限度とする）
(2) 自動車等を利用する場合	<p>1 次の各号の使用距離の区分に応じて、それぞれ各号に示す額とする。</p> <p>(1) 片道2km以上4km未満 4,100円</p> <p>(2) 片道4km以上6km未満 6,200円</p> <p>(3) 片道6km以上8km未満 7,500円</p> <p>(4) 片道8km以上10km未満 8,700円</p> <p>(5) 片道10km以上12km未満 9,800円</p> <p>(6) 片道12km以上14km未満 10,800円</p> <p>(7) 片道14km以上16km未満 11,800円</p> <p>(8) 片道16km以上18km未満 12,800円</p> <p>(9) 片道18km以上20km未満 13,800円</p> <p>(10) 片道20km以上64km未満 2kmごとに1,000円を13,800円に加算した額</p> <p>(11) 片道64km以上 2kmごとに500円を35,800円に加算した額 (49,800円を限度とする)</p>
(3) 通勤のため交通機関を利用して運賃を負担し、かつ交通用具を使用することを常例とする常勤理事	1 区分(1)と区分(2)に示す額とする。ただし、支給限度額は49,800円とする。

別表第4（第7条関係）

期末手当支給基準

1 在任期間による区分割合

在任期間	基準日が6月1日又は12月1日である場合	6か月	5か月以上6か月未満	3か月以上5か月未満	3か月未満
割合		100/100	80/100	60/100	30/100

2 支給割合

基準日	6月1日	12月1日	年間計
支給割合	140/100	140/100	280/100